

第24回定例委員会議事録

1. 日時 昭和31年4月26日(木)

午後1時50分～3時40分

2. 出席者 正力委員長、石川、藤岡、有次各委員

島村総務課長、堀管理課長、鈴木アイトノ課長

別府、松友、山崎 特許庁 鯨島総務部長、

山本審査第二部長、竹村総務課長、

3. 議事次第

(1) 原子力に関する特許権の問題について、

(2) 専門委員の任命について

(3) 昭和31年度、基本計画について

(4) その他

4. 配布資料

(1) 第22回定例委員会議事録

(2) 第23回定例委員会議事録

(3) 最近数年間に於ける原子力に関する特許、実願

新案の出願状況調査

(1)

5. 審議、決定及び報告事項

(1) 原子力に関する特許権の問題について

特許庁側より資料により、出願状況等について説明が行われた後これを中心に、将来の外国からの特許出願の処理等について質疑を行った。

(2) 専門委員の任命について

重水関係専門委員について島村課長及び藤原委員より事情を説明、先回承認された人々を専門委員として追加することを決定した。

(3) 報告事項

島村課長より以下の点につき報告が行はれた。

① ヒントン御は5月16日横浜着、12日間滞在予定。

② 英国原子力公社との情報交換について

先方より第1回分を送るなどの事である。

③ 原子炉購入契約について

A. E. C. 渉外部長ジョン・ホールより、米國として最初の契約であり喜んでいる旨、手紙があった。

(2)

内

④ 5月23日開催の細目校定に関する各省打合について

大蔵省より賃貸料についても追加校定に入れ国会の承認をとることを主張し、これが調整を至急要することとなった。従って米と米國との交渉に入るには多少日数を要する。

⑤ 重水契約について

重水については契約書を受取っているが、天然ウランについて米側の返事がなく、従って重水の契約も遅れていたが、あまり遅すのも工合が悪いので、引渡時期を、天然ウラン受取の時期という条件で返事をするのがよい旨、石川委員より示唆あり、この線を進めたい。

6. 審議経過

(1) 原子力に関する特許権の問題について

特許庁より鮫島総務部長、山本審査第二部長、竹村総務課長が出席、鮫島総務部長より、資料について、原子力関係という範囲が不明確なので、関係ありと思われるものは皆一応資料に入れてある。

(3)

旨発言あり、次いで山本部長より資料について説明が行われた。

(山本) この表にのつてないもので戦前からのものが二件ある。現在の方向では、これは拒絶される。これは昭和17年審査で訂正を命じたが、戦途中で没となった。戦後手続できなかったものについて出願回復を認め、その審査の結果は拒絶された。出願人は抗告審判に繫続中、又拒絶したときは、裁判所に訴を出す金がある。特許方としては慎重に審査し、科研の山崎、杉本両氏に関係人になってもらい、目下拒絶理由を送付中だ。以上が戦前にあつた二件だ。

次いで資料の表により戦後の出願状況について説明を行った。

—— 正力委員長 出席 2/10 ——

次いで次のような質疑応答、論議が行われた。

(島村) 今後、外国の特許が殺到するだろうが、それについてどう処理するか論議したらどうか。

(正力) 同位元素関係の特許は実際には幾つあるか。

(4)

(山本) 実際にはない。

(有沢) アイデアで審査するのか。

(山本) そのとおり

(有沢) 実際に適用できるデータをととのえてから審査すべきものと考えるか。

(山本) アイデアそのものか。高度の技術を伴うことが必要だが-----アメリカは詳しい実施例を出しているが-----日本ではそこまで要求していない。いいアイデアを考えても手をつけられない。外国でその間に権利をとられるということになる。ドイツが日本の事情に似ている。技術が進めばよいが-----一長一短だ。

(石川) 使用特許について大は制限することが望ましい。

(鯉島) 味の素がその例だ。

(山本) あゝいうものは不服だと裁判になる。

(石川) 使用特許のときは、成る可く範囲を狭くして-----イギリスのモンサントはどういうものか。

(5)

(山本) 反応を促進するものだ、低温低圧で-----

(石川) 温度と圧力の範囲を限定するようにしたら
よい。

(藤岡) コバルトを使う。

(有沢) それを行かれると何とも仕方がない。着想
ばかりでなく、データを出さなければわから
ない。

(石川) 先方から出願がドット出て来たとき、その
審査がされる着かいるか

(鮫島) 現在はない。早急に養成したい。留学も
人予定している。

(正力) 誰が決めるか。

(鮫島) 審査官が決める、政策的に特許を採用する
ということはない。

(島村) 次回の定例委員会の開催日は休日となるか
どうするか。

この件は2日2時よりに決定、7日研究会に出
す基本計画を審議する。

(6)

----- 有沢委員 返書 2.45 -----

引続いて特許問題について-----

(鮫島) 審査能力をふやしたい。現在原子力関係の
専門はない。又原子炉、核分裂で特許になつ
たものはない。

(藤岡) アメリカでは特許は国有である。

(鮫島) 開放されたものが800余件ある。アメリ
カで公知でも日本で公知しなければ駄目だ。

(石川) まだ、かくしているのが大分ある。

(鮫島) 外国のをチェックするという方法がない。

(藤岡) G. E. のベータートロンは特許になつたか。

(山本) 特許になっている。

(石川) こういう所を気をつけなければならないと
ころがどこかになると困る。局の中でどこが
中心となるか、決めておいた方がよい。

(島村) 承知した。研究しよう。

(鮫島) 審査の段階、公告後の異議、無効審判の三
段階で網の目をかけてやる。

(7)

(石川) 審査官は誰がやるか。

(鉄骨) 役所に入ってから、5、6～20年位の人だ。

今後連絡をとってやりたい。

以上で特許関係を一通り終えた。

(2) 専門委員の任命について

(島村) 4月6日の委員会で重水関係専門委員を決めたが、発令は専門委員の枠の関係で、地方在住の3人だけにした。その後局内で検討したが、専門委員はとりあえじ、重水、アインシュタイン関係で、当分はその他は必要ないと考えられるので、重水関係については、あの時承認された人を改めて専門委員としたいかどうか。

(藤岡) この間重水関係の第1回の会議を聞いたが、重水については結論に近づいている。あの会議は液体水素を使ってやる方法に補助金を出すかどうか大きな問題だった。方法は色々あるが、大体の方向はわかった。

(8)

液体水素の方法だと2億5千万円かかる。今年これについていろいろ予算を出すか。又技術的にも問題がある。

報告によると、昭電の方法だと、5億5千万円位で年間5トンできる、1g38円となり償却しなければ20円位だ。

液体水素だと、2億5千万円出して、パイロットプラントを作りこれで年間1tonだ。従って余り意味がないように見える。

しかし、昭電方法は、原料の関係上、これ以上できない。液体水素だと電解でない水素を使えるようになると、原料が沢山ある。重水を将来どの位必要とするかにかかると。

そこで工業化の専門家、内田、犬山、井上、牛谷氏等に集っていただいて、一つ一つについて検討すると同時に重水を使う人と検討するのがよい。

(石川) 重水の見直しは誰にもわからない。

(藤岡) 作る方の専門家はもういい。

(9)

検討する人と使う人で検討したらよいと思う。

(島村) 専門委員は数に制限があるので、先には、
岡田、神田、久保田の地才在任の三氏に
した。

(堀) その他の人も一応入れたら----

(島村) 内田、井上、大山、平谷、矢水とし、この
5人の人を専門委員としたら。

(堀) 他の人も専門委としたら

(藤岡) 武田氏など

(堀) 問題が大きくなる----

(藤岡) それなしにはできない。基礎計画の一部だ。

(堀) それは基本計画の専門委員でやるべきだ。

(石川) 重水の将来については悲観しているが、最
直るに必要だという風に考えている。将来何
トンにできるという研究をしたら-----
基盤ができていれば、将来大きくできる。

(藤岡) 堀課長のさうようにしよう。

(島村) この間承諾していた人をも専門委員と
する。

(10)

— 諒 承 —

以上で、内田、井上、大山、平谷、矢水、内奈、青
藤の七氏を専門委員とすることを決定

(3) 報 告

(島村) 雑件についてス。御報告する。

① 外務省からの連絡で、ヒントン卿は5月
16日、フリーグランド号で横浜着の予定
だ。日本には12日間滞在する。

(正力) 17日10時から原子力委員会と会う予定

② イギリス原子力公社との情報の交換につ
いて

直ぐ第1回分を送る旨連絡があつた。

③ 原子炉購入契約について。

MAAと研究所との間で契約ができたの
に対し、米国AEC渉外部長ジョンホール
より、外務省を通じ、最初の契約として善
んでいる旨手紙が来た。

④ 4月29日、外務省で開催された細目決
定に関する関係省打合せの結果について。

(11)

委員会としては外務省に交渉開始の意志表示をしたが、大蔵省が貸貸料についても国会の同意を得るよう主張し、免責条項と共に追加快定に入れることを主張している。この問題が解決しないので、米側と交渉も始まっていない。大蔵省としてもよい方法があればよいとの事で外務、大蔵両省案を持ちよって検討することとなっている。

— 本件については続いて次のような意見があつた —

(石川) 例へば、政府が駐留軍用の土地を借りる場合など、毎年度決っているのか？ 少し杓子定規すぎはしないか。

(高村) その直りか、条約に基づく賃金は一年国会にかけてない。

又本件については予算に150万円計上してある。

(藤岡) 予算に組んであるのならよこそうなものだ。

(高村) その矣、法制局も、大蔵省と同様の考えをとつている。

(2)

至急解決するようやつている。

(藤岡) 国産関係のことも聞きたい。又ウランを他の国からも買えないものか、何とか瀬ぶみしてもらえないか。

⑤ 重水の購入契約について

天然ウラン及び重水を4つづつ買いたいということであつた。先方には貸与又は売却何れでもよいとのことで、買いたいのならその旨意を表示すれば検討しようとのことで、その旨申入れてある。

重水については契約のドラフトを持って来たが、天然ウランについては未だ返事がない。両方ないと研究はできないので、こちらは天然ウランについての返事を待っていた。しかし重水については何時までも放つておくのも工合が悪いので、返事をする必要があるが、それについて重水の引渡を、天然ウランを受取るときという風にしたら

(13)

と石川委員も言われるので、その方向で進み

たい。

本件はこの線を進めることを諒承された。

なお、ここで委員長退席したため(3.40)委員之名
となり、委員会を続行することが出来なくなったので、
議題に予定されていた基本計画は、石川、藤岡両委員で
検討し、引続いて、次回に検討することとして散会した

(3.45)